

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第21条及び第50条」を「第21条、第50条及び第73条第1項第1号」に改める。

第38条第10号中「には」を「における」に改める。

第73条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第77条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

- 第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
 - 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第81条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善

の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「第48条から第51条まで」を「第48条、第50条、第51条」に改める。

第79条第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第81条中「第48条から第51条まで」を「第48条、第50条、第51条」に、「第72条及び第77条（第1項を除く。）」を「、第72条、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新条例第79条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、放課後等デイサービスに関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。